

[事案 13-4] 契約者貸付等無効確認請求

- ・平成 13 年 8 月 10 日 裁定申立受理
- ・平成 13 年 3 月 4 日 裁定打ち切り

< 申立人の主張 >

申立人の父親（実父）が行った契約者貸付等は、契約者（申立人）の同意がないので無効である。また、解約は申立人の錯誤によるもので無効であるので、契約を元に戻すこと。

< 保険会社側の主張 >

申立人の父親の作成による書面で、本件契約は申立人の母親が実質的な契約者であること、また、借入れ等についても本人の承諾を得ていることから権限に基づく行為である。解約書類は申立人本人が自署・捺印しており、有効である。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は、申立人および保険会社から事情聴取を行った。裁定審査会は、申立人が主張する契約者貸付等の無効および解約無効について慎重に審理したが、当審査会に提出された資料ならびに当審査会で調査した事実からはいずれもこれを認定できなかった。

そのため、裁定審査会としては、裁定書において本件契約者貸付等および解約は法律上有効である可能性が高いとの示すに留め（別途、申立人が裁判手続により解決を図る道もあるため）、相談所規程第 28 条 3 号（当時）により、和解案を提示せず裁定を打ち切り、裁定手続を終了した。